

# 仕 様 書

本仕様書は、札幌市（以下「委託者」という。）が受託者へ委託する「令和6年度ていね山映画祭の短編映画制作及びイベント実施・運営業務」に適用する。

## 1 業務名

令和6年度ていね山映画祭の短編映画制作及びイベント実施・運営業務

## 2 目的

手稲区では、手稲区民をはじめとした札幌市民などに、年間を通じて手稲区及び手稲山の魅力を感じてもらい、手稲区及び手稲山のさらなる活性化と知名度向上を目指すとともに、区民のふるさと意識の醸成を図ることを目的に、令和5年度に「手稲山プロモーション事業企画立案及び実証実験イベント実施業務」（以下、「プロモーション事業」という。）における事業内容の1つとして「ていね山映画祭」を開催した。

本業務は、実証実験イベントに基づいて企画立案された「令和6年度ていね山映画祭」で上映する短編映画を制作するとともに、映画祭の実施・運営等を通じて前段に記載された当初の目的を実現することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 4 業務内容

受託者は、令和5年度に実施したプロモーション事業の実証実験イベントに基づいて、企画立案された下記の業務に係る一切（企画、実施、運営、連絡調整及び費用の支払い等）を業務範囲として行うものとする。なお、関係者との折衝（道路使用や不動産の所有者・管理者との折衝を含む）等の業務及びそれらに要する全ての費用は受託者が負担するものとする。

### (1) 「令和6年度ていね山映画祭」原案コンペティションの実施

ア 映画祭で上映する短編映画の原案の募集（募集期間：令和6年2月9日から5月27日まで）にかかる業務を、令和5年度「プロモーション事業」の受託者から引き継ぎ、審査を実施すること。

#### 【審査基準】

- ア) 映像化（30分程度）が可能であるもの
- イ) 映像化にあたり、一定程度の品質が確保できるもの
- ウ) グリーンシーズンの手稲区・手稲山を舞台とするもの
- エ) 手稲区の魅力が表現され、札幌市民・手稲区民が愛着を感じられるもの
- オ) 企業、政治目的、宗教勧誘等の宣伝や勧誘を意図する内容でないもの

イ 審査にあたっては、映画制作に携わった経験のある者、有識者（大学教授等）、手稲区役所職員等から委託者の承認を得たうえで、各1名以上（計3名以上）の審査員を選定して採点の依頼を行い、最大で「グランプリ1作品、特別賞3作品、ていね賞10作品程度」を選定すること。

ウ 副賞については、受託者で用意すること。なお、ていね賞の副賞は、手稲区マスコットキャラクター「ていね」に関するグッズとすること。

(2) 短編映画の制作

ア (1)でグランプリに選定した原案をもとに、オリジナルの脚本を作成し、適切なスタッフ及び話題性や地域性がある出演者等を確保して、映画祭で上映する 30 分程度の短編映画を制作すること。

なお、原案の利用にあたっては、委託者と原案者とで契約書（別紙1）を取り交わすための著作権に関する調整を行うこと。

イ 制作する映画は、手稲区及び手稲山が象徴的に登場し、手稲区のイメージアップにつながるものとする。

ウ 実写映画を制作する場合は、主に手稲区内で撮影を行い、かつ、手稲区及び手稲山が象徴的に登場し、手稲区のイメージアップにつながるものとする。

エ YouTube での公開用としてバリアフリー字幕版、及び映画祭応募用として英語字幕版も併せて制作すること。

オ 映像の種類については、実写、セル画アニメーション、CG又はこれらの合成等、映像表現方法は問わない。ただし、(7)を満たすことができる方法を選定し、特にアニメーション等の場合は、観客が手稲区及び手稲山が舞台であると認識できる表現を挿入すること。

(3) 動画コンテストの実施

ア 主に手稲区民、札幌市民から手稲区のイメージアップにつながる 10 秒から 10 分までの動画を募集し、動画コンテストを実施すること（募集期間：令和6年5月から9月予定）。なお、募集にあたっては手稲山登山を推奨する内容に偏重しないように配慮すること。

イ 審査にあたっては、(1)及び(2)に携わった者、有識者（大学教授等）、手稲区役所職員等から委託者の承認を得たうえで、各 1 名以上（計 3 名以上）の審査員を選定して採点の依頼を行い、最大で「グランプリ 1 作品、特別賞 3 作品、入選 6 作品程度、ていぬ賞 10 作品程度」を選定すること。

【審査基準】

ア) 構成、演出等が優れており、印象に残る作品であるもの

イ) 手稲区及び手稲山の魅力が動画の視聴者へ伝わるもの

ウ) 企業、政治目的、宗教勧誘等の宣伝や勧誘を意図する内容でないもの

ウ 表彰は、「ていね山映画祭」と併せて実施することとし、副賞については、受託者で用意すること。なお、ていぬ賞の副賞は、手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」に関するグッズとすること。また、入賞作品については、ていね山映画祭公式ホームページで公開できるようにすること。

(4) 「ていね山映画祭」の実施

【参考：イベントスケジュール（令和5年度実績）】

時 間	内 容
10：00	開場
10：30	開始・区長挨拶
10：40	動画コンテストの入賞作品上映及び表彰
11：10	短編映画の上映
11：40	短編映画の監督・出演者による舞台挨拶
12：00	閉場・撤収作業

- ア 手稲山の日（10月23日）前後の土曜日・日曜日又は祝日に開催すること。  
また、開催場所は200人以上を収容可能かつ映画の上映が可能な会場とする。
- イ 映画祭では、短編映画の上映および動画コンテストの審査結果の発表を行うこと。
- ウ 当該イベントを周知するためのチラシ・ポスターを作成する等、令和5年度プロモーション事業の取組を参考に来場を促すような効果的な広報・PRを行うこと。なお、広報物のデザインや部数については、委託者と調整の上、決定すること。
- エ 次年度以降の参考とするため、アンケート調査等を行い、手稲区民・札幌市民等の意見を必ず集約すること。

(5) ていね山映画祭公式ホームページ及びSNSアカウントの管理

- ア 現在の管理者（株式会社MACH）から引き継ぎを受け、ていね山映画祭公式ホームページ（<https://teineyama.net>）のサーバー及びSNSアカウントの管理を行い、当該事業の実施に関する広報業務を適切に行うこと。
- イ 動画コンテストの入賞作品公開等、受託者の指示に従い、必要に応じてホームページ及びSNSの更新を行うこと。

(6) 令和7年度に向けた原案コンペティションの実施

- ア (1)で行った原案コンペティションを参考に募集要項を作成し、令和7年度の映画祭で上映する短編映画の原案の募集（募集期間：令和6年12月から令和7年2月予定）を行い、審査を実施すること。
- イ 審査及び副賞にあたっては、4(1)を参照すること。

(7) 国内外の映画祭への応募

- ア (2)で制作した短編映画を国内外の映画祭に応募し、目的の達成を図ること。（応募する映画祭の種類は問わないが、30以上の映画祭に応募すること。）

## 5 目標値

事業に関連するホームページやWEB動画へのアクセス数、実施イベントへの参加者数等を総合して、2,500回（又は人）以上を目標とする。

## 6 成果物及び提出物等

- (1) 業務予定表（任意様式）
- (2) 制作した短編映画を記録したDVD 3枚（ファイル形式はMP4とし、字幕付きも含むこととする。）
- (3) 制作したパンフレット及びポスターデータ（ファイル形式はai及びPDF形式とする。）
- (4) アンケート調査等の集計データ（ファイル形式はPDF形式及び編集可能な形式とする。）
- (5) 業務報告書 5部（A4縦、カラー両面印刷とする。）

## 7 完了報告

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該受託業務の完了報告書及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

## 8 再委託について

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号名または名称）、その他、委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

- (3) 受託者は、委託者の承認を得て、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、受託者は委託等をした相手方（以下「再委託先」という。）の業務の実施状況等を把握すること。

## 9 安全の確保

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、常に安全の確保をしなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施上の瑕疵により、第三者等に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で保険の加入等を行うこととし、事故等が発生した場合は、受託者が速やかに対応するとともに委託者へ報告すること。

## 10 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

## 11 著作権の帰属等

- (1) 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。また、受託者は委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 12 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピー徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務にかかる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

### 13 留意事項

- (1) 本業務履行にあたり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ決定する。
- (2) 本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (4) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (5) 本業務履行にあたり、参加者及び企業から参加費等の費用を徴収することは認めない。ただし、業務履行に必要な範囲での物品の貸出、提供による協賛は可能なものとする。
- (6) 受託者は、本業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、また、個人情報保護のため、「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」(別紙2)を提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。

### 14 問合せ先

担当 手稲区地域振興課地域活動担当 中崎  
住所 〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目  
電話 011-681-2445 FAX011-681-2523